

65歳からはじめる
私と家族の終活べんり帳

「終活」それは これからも自分らしく生きるための 大切な一歩

やっておきたいこと、やらなければいけないと思うことはあるけれど、何から手をつければいいのか分からず。いつから始めればいいか分からない。それが終活の一番の難しさです。

これまでの歩みやいま置かれている環境は一人一人異なることから、終活として行うべき具体的な行動も人それぞれ異なります。

身の回りや持ち物の整理、葬儀の事前予約、お墓の購入、遺言書の作成といった旅立ちの時やその後のことを「生前に準備すること」。

延命治療や緩和ケアなど受ける医療や、介護が必要になったり認知症になった時のことを見事に決めておくなど、これからを「安心して過ごすために備えること」。

そして、趣味や旅行、家族や友人との時間を楽しむなど、残りの人生を「自分らしく充実して生きること」。

高齢期に行うべき様々なことが包括されて、「終活」と呼ばれています。

その「終活」に向き合うと、様々な疑問が出てくることでしょう。

そこで、本紙ではよくあるご質問や、考え方のポイントなどをまとめました。

それでもわからないことがあつたり、より具体的なご質問やご相談がありましたら、コールセンター（フリーダイヤル/0120-998-457）までお電話ください。

少しでも住民のみなさまの一助になれたら幸いです。



モノの整理とは “大切なものの”を残す作業

モノの整理



こんな疑問やお悩みはありませんか？

- ✓ どこから手を付けたらいいのかわからない…
- ✓ スマホやパソコンはどうしたらいいの…？
- ✓ 処分するしか方法はないの…？
- ✓ ひとりじゃできないし、どこに依頼したらいいの…？

整理

介護

相続

不動産

葬儀

お墓

モノの整理でよくあるお悩みごと

Q どこから手を付ければいいのかわからない…

A 終活は、きっかけと締め切りが大切です。自分のルールで整理しきれない場合は、「気持ちの価値」の横軸と「資産価値」の縦軸で分類し、気持ちの価値が低いものから着手すると始めやすいです。資産価値が高いものは買取業者へ。気持ちの価値が高く資産価値は低いものは、写真に残すなどのダウンサイズを図りましょう。

Q おひとり様の場合、遺品整理はどうしたらいいですか？

A 体力や判断力が落ちる前に、いつまでにという期限を決めて取りかかることが大事です。方法はおひとり様もご家族がいる方も同じです。財産については、死後に友人や団体などに遺贈・寄付する方法もあります。遺言書に書いておきましょう。

Q デジタル遺品でよくあるトラブルはなんですか？

A 過去に使用されていたスマホや携帯からのデータ取り出し、パソコンやスマホのパスワード解除（OS、機種問わず）の2点です。スマホはセキュリティロックがかかっていることが多く、解除はかなり困難です。ただし、データは種類によっては取り出せる可能性もありますので、「デジタル遺品サポートサービス」などの専門業者に相談してみましょう。

Q 生前に遺品整理の準備をしておきたいけど…

A 自分の死後に賃貸住宅やライフラインの解約を行うには、「死後事務委任」というサービスがあります。オプションで、病院退去の手続きや遺品の片付け、身元保証や見守りまで、サービスを拡大できる場合もあります。業務範囲と料金は業者によってまちまちなので、まずは自分に必要なものをリスト化しましょう。

Q パソコン・スマホなどの情報機器・デジタル機器の整理方法は？

A パソコンやスマホの処分は、情報機器の専門サービスを活用すると安全です。パソコンのパスワードの解除やアルバムのDVD化などのサービスもあります。

持ち物の整理についての考え方

「終活」でみなさんが取り組んでいることの

第1位が「持ち物の整理」！

みなさんは終活と聞くと、どんなことを想像するでしょうか。「葬儀」「相続」「お墓」などを想像されるでしょうか。確かに、これらの多くの領域は普段から親しみのあるものではないため、実際に目の前にした時に焦り、困り、そして途方に暮れるイメージがあるのではないかと思う。しかし実際は、鎌倉新書が2017年に実施した『第1回終活（ライフエンディング）に関する実態調査結果』によると、最も多くの方が取り組んでいることは「持ち物の整理」ということがわかっています。

この結果は、「終活といつてもなにから手をつけていいかわからない」という方でも手っ取り早く手をつけられるのがこの「持ち物の整理」だからと推察されます。終活に限らず、皆様も節目節目に（年末など）大掃除はされるかと思いますので、こちらは「なるべくして」の結果のようにも思います。



Check!!

持ち物の“価値”の高さは一概には表せない

誰しも「整理したいけどなかなかできない“モノ”」がご自宅にあるかと思います。写真や映像などがまさにその代表格であるとは思いますが、結婚記念に買ったジュエリーや代々受け継いできた着物など資産価値のある物もあります。

右の図では、思い出整理の際の「よくある“モノ”」について心的価値と資産的価値で分類しています。ちなみに、ここでいう資産価値が高い物というのは、売買がしやすい物という意味です。



＼これだけは／

知りたい「遺品整理の流れ」

遺品とは？

遺品はいわゆる遺産の中でも動産など物品全般を指しますが、故人が生前に使用していた生活雑貨や衣類・家具・家電製品など古物としては財産価値の薄い物品も含まれます。

少子高齢化・核家族化を背景に、独居高齢者の孤独死が社会問題化していますが、実際に家具や生活用品が大量に残された状態で住人が亡くなり、遺族には遺品の整理と廃棄が負担となっています。さらに死後事務や手続きに追われることもあり、遺品整理を業者などに依頼をする方が増えています。

遺品の例

貴重品

金品や通帳印鑑など、直接的な財産

思い出の品

写真や手紙などのほか、趣味の道具や蒐集物

衣類など

衣服や布団など

家具や家電製品

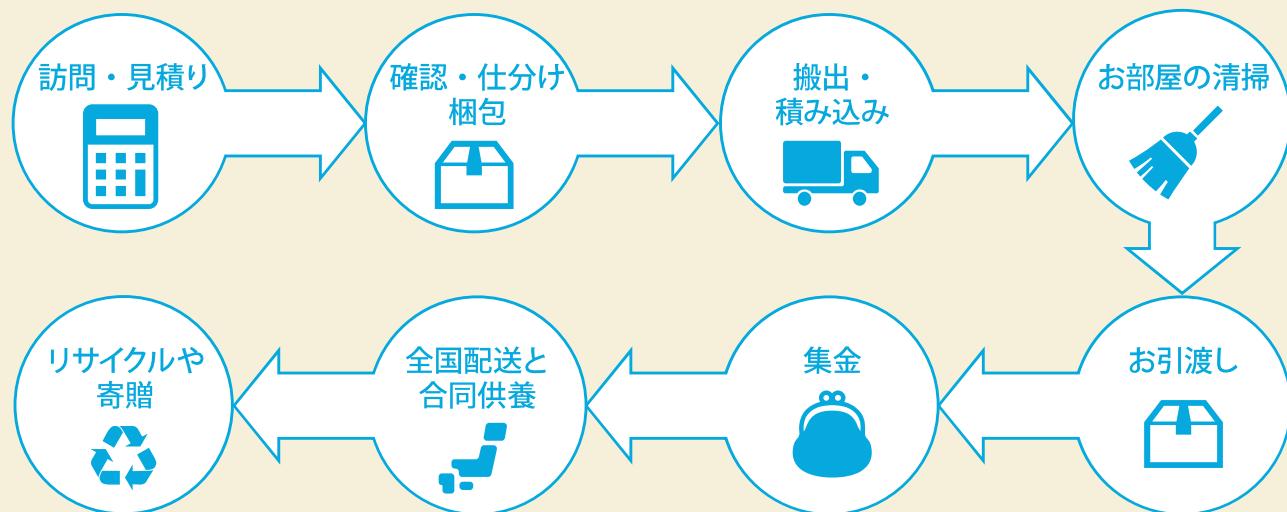
生活家電やタンスなど家具類

食料品

冷蔵庫内の生鮮食品や保存食など

遺品整理の流れ

下記は一般的な遺品整理の流れになります。引っ越しのようにまずはお見積りがあり、その後、作業日を決めていきます。遺品整理において特徴的なもの一つに「合同供養」があります（※非対応業者もあり）。祭壇に遺品を安置し、僧侶による供養後には「供養証明書」が発行されるなど、しっかり供養をしてくれます。



※昨今話題の「生前整理」に関しても、おおまかには上記と流れは変わりません。

知りておきたい「デジタル遺品整理」のこと

デジタル遺品とは、故人が使用していたパソコンやスマートフォンの中にあるデータや情報です。例えば、家族で行った旅行の写真データや、故人が作成した書類（遺言書）、使っていたパソコンやプリンターなどの機器、そして、インターネットサービスの会員情報やSNSのアカウントなどもデジタル遺品にあたります。

しかし、昨今はパソコンやスマートフォンにパスワードをかけている方がほとんどです。ただしパスワード解除ができないからといって、データの取り出しを諦め、完全にデータを削除しない状態で処分をしてしまうと、第三者に不正利用される危険性もあります。

また、中には電子文書での借用書やFX取引などの資産価値のあるデジタル遺品の場合、大きなトラブルに発展してしまう可能性があることから、早期の段階での適切な処理が必要となります。



Check!!

生前にすべきこと

上記のようなトラブルをさけるために、生前にすべきことを次の4点にまとめました。

1

データの整理・削除

「浮気の写真が見つかった」「株取引や何かの会員に登録していた」など、見られたくないデータや遺産に関わる情報が亡くなつた後に見つかることがあります。

2

エンディングノートの作成

パソコンやスマホ、有料会員サービスなどのID・パスワード、死後の対応についてノートにまとめたり、メモに残しておくと、ご遺族がどのように対応すればよいか明瞭になります。

3

データの共通と バックアップ

データは、自分だけのパソコンにあると、取り出すのに時間がかかります。共有してもよいデータは家族間などで事前にサーバなどで保管しておきましょう。また、パソコン以外の機器にバックアップを取っておけばパスワードがなくてもデータを取り出すことができます。

4

不要な機器の処分

自分が使っていた機器は、遺族はどう扱えばよいかわからず、なかなか処分がしづらいものです。突然死の場合を除き、できるだけ自分で処分をするか、どうしてほしいか、メモやエンディングノートに残しておくといいでしよう。

「モノの整理」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート ✓

- 思い出の整理は体力が落ちる前に、期限を決めて取り掛かろう
- 整理に迷うものは、気持ち軸と価値軸でポジションを決めてみよう
- 買取希望のものは、種類を分類してみよう
- サイズダウンして保存する方法も検討しよう
- デジタル遺品の処分は、専門業者を活用しよう
- 遺言書などに処分方法を書き記すことも検討しよう
- 迷ったら、思い出の整理まわりに詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

MEMO

“終活”の入り口は介護から

介護



こんな疑問やお悩みはありませんか？

- ✓ 介護のお金って全部でどのくらいかかるの…？
- ✓ 介護が必要になった時に誰がサポートしてくれる…？
- ✓ 介護施設に入るとしたら費用はいくらくらいかかるの…？
- ✓ 認知症について知っておきたい…

整理

介護

相続

不動産

葬儀

お墓

介護関連でよくあるお悩みごと

Q 介護施設選びで重視するポイントとは？

A まず、条件を整理しましょう。外せないのは「料金」と「場所」。料金は入居一時金と月額のバランスを見ながら、収支計画に合う施設を検討しましょう。場所に関しては、ご本人の希望もありますが、ご家族の希望も合わせながら検討することが大事です。そのうえで、レクリエーションや食事などの趣味嗜好に合うかどうかなどを検討すべきです。また、医療行為が必要な方はまずその医療行為が対応できるかどうかを調べることはマストです。以下は、みなさんが優先したポイントの順位です。ご参考にしてみてください。

1位：立地条件

2位：月額利用費用

3位：入居費用（入居一時金）

4位：医療体制の有無

5位：設備・施設の充実度

6位：スタッフの雰囲気・人柄

Q 介護施設にかかる費用って？

A 「民間施設」は、入居時に「入居一時金」と毎月「月額利用料」を支払います。入居一時金が低くて、月額利用料が高い施設などもあります。料金の相場は、月額利用15万円～40万円以上と幅広く、立地や設備によって差が出来きます。「介護保険施設」は、「入居一時金」不要というメリットはありますが、入居条件が厳しいケースが多いです。

Q 介護施設は高くて、お金持ちじゃなきゃ入れないのでしょう？

A 一昔前は、入居金1000万円以上の介護施設が多く、少なくとも数百万円の入居金を払わなければならぬ介護施設も多くありました。しかし最近では、「入居金0円・月額10万円半ば」という介護施設もあり、選択の幅が広がりました。入居に際した予算や条件に合わせて、入居できる介護施設を前もって調べてみることをお勧めします。

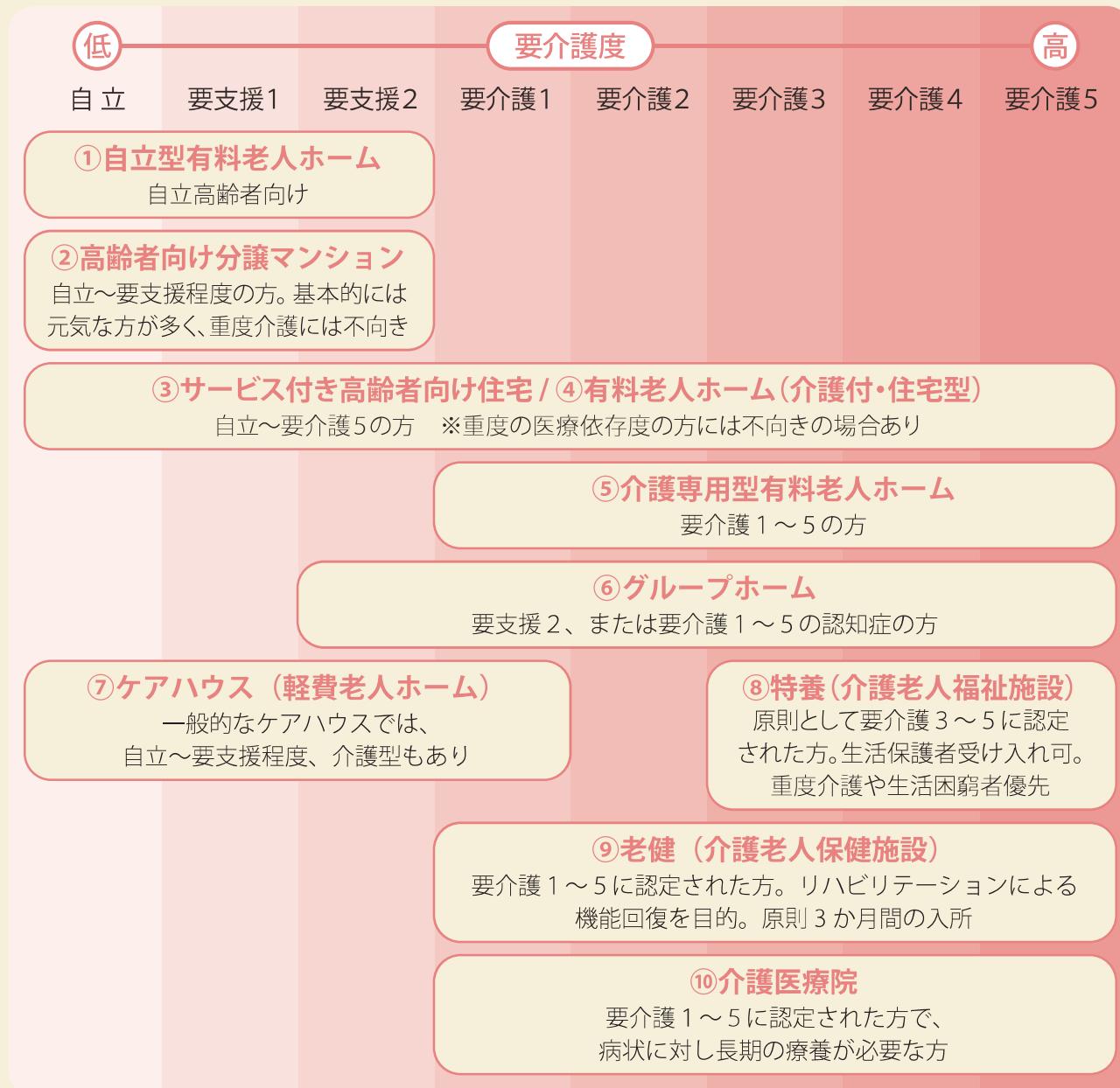
Q 在宅介護と施設介護のメリット・デメリットは？

A

	在宅介護	施設介護
メリット	<ul style="list-style-type: none">・住み慣れた自宅での生活を継続・自身に合ったサービス利用の頻度や種類など選択可	<ul style="list-style-type: none">・24時間体制のケアを受けることが可能・家族への気遣いやストレスを軽減することで良好な関係維持
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・要介護者を見守る家族の負担が大きい ※訪問介護サービスなど、ケアマネジャーと相談して検討がオススメ	<ul style="list-style-type: none">・高額な費用がかかるケースも※施設入所には複数施設を見学して十分な検討がおススメ

\\これだけは// 知りたい「介護」のこと

要介護認定を受けると、以下のいずれかの要介護状態区分が判定されます。入居できる施設や受けられるサービスも、この判定によって決まります。この区分には要支援と要介護があり、7段階に分かれています。これより軽い場合は、非該当（自立）＝介護保険の対象外となります。



要支援・ 要介護とは？

- 要支援1…日常生活はほぼ自分でできるが、家事の一部などに支援が必要な状況。
- 要支援2…要支援1よりやや日常生活の能力が低下。一定の支援が必要。
- 要介護1…日常生活や身の回りの世話などに一定の介助が必要。立ち上がりなどに支えが必要。
- 要介護2…食事や排泄、入浴などに一部および多くの介助が必要。立ち上がりや歩行などに支えが必要。
- 要介護3…食事や排泄、入浴などに多くの介助が必要。立ち上がりは自力でできない。
- 要介護4…食事や排泄、入浴などに全面的な介助が必要。読解力や理解力に問題がある。
- 要介護5…日常生活など身の回りの世話全般に介助が必要。読解力や理解力に問題がある。

＼これだけは／

知りたい「認知症」のこと

認知症とは？

認知症というと病名のように捉えられることもありますが、病名ではありません。記憶障害など特有の症状を示す「状態」を総称する言葉です。病気や怪我といった何らかの原因で脳の細胞に損傷がおき、記憶障害や言語障害といった症状が発生。日常生活に支障がおきている状態のことです。

認知症の予防

認知症予防の主なポイントは、「食事」「運動」「コミュニケーション」の3つです。ただ、「認知症になつたらどうしよう」と考えすぎてストレスを溜めたり、認知症予防目的で無理な運動やストイックな食事制限をすることで体調不良や怪我をしてしまっては本末転倒です。認知症予防は、毎日、無理なく楽しみながら、コツコツと継続していくことが大切です。健康を意識しつつ毎日ほがらかに過ごしましょう。季節感を楽しんだり、遠く離れた家族や旧友とオンラインで話したり、配偶者や友人とサイクリングや登山など挑戦してみるといった、自分が心から「楽しい」と思えることをお試しください。



Check!!

認知症になっても安心して暮らすための2つの後見人制度をご紹介

～成年後見人～

成年後見制度とは認知症をはじめ知的障害や精神障害などの理由で物事を判断することが難しく、法律行為を行えない状態にある方に、後見人が代わって必要な契約を結んだり、財産を管理したりして本人の保護を図る制度です。

～任意後見人～

任意後見制度とは、本人に充分な判断能力があるうちに、将来、認知症などで判断能力が低下したときに、本人に代わって事務手続きなど行う人を定めておく制度のことをいいます。本人が判断能力を有するうちに、将来の財産管理、介護サービス締結や療養看護に関する手続きなどを、信頼できる方針あらかじめお願いし、引き受けてもらう契約を結びます。この契約は任意後見契約と呼ばれ、公正証書によって締結されます。任意後見契約においては、依頼人は委任者、引き受ける方は任意後見受任者と呼ばれています。

～2つの違い～

任意後見制度では、本人に判断能力があるうちであれば、あらかじめ本人が自分で選んだ後見人と本人の意思に基づき契約を結ぶことができます。一方、耳にする機会の多い「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分になった後に、周囲の方などが家庭裁判所に後見人の選任を申し立てを行い、選任された後見人が支援をおこなう法定後見制度のこと。本人が自分で後見人を選ぶことはできません。

「認知症」と診断されたら

認知症対応型デイサービスを利用する

認知症対応型デイサービスとは通所介護サービスのひとつで、認知症の方のための在宅介護サービスです。施設で食事や入浴などの日常生活支援や口腔機能向上サービスなど専門的なケアをおこないます。送迎サービスがあるので家族の負担も少なく、介護する側もリフレッシュの時間につくることができます。



利用条件

住所地

基本的に、住んでいる地域に住所がある事業所が対象になります。

要介護 1 以上

要支援の方は利用することができません。要支援の人を対象とするサービスは「介護予防認知症対応型通所介護サービス」があります。

グループホームに入居する

グループホームとは、認知症高齢者のための介護施設です。専門知識と技術をもったスタッフの援助を受けて、要支援以上の認知症高齢者が少人数で共同生活をおくります。調理や食事の支度、掃除や洗濯など入居者の能力に合った家事をして自分らしく共同生活を過ごすところが、ほかの介護施設や老人ホームとは異なるポイントです。

入居条件

費用の目安

- ◎65歳以上
- ◎要支援2以上
- ◎施設のある市区町村に
住民票がある
- ◎重度認知症も可

賃料	5～7万円	※左記の通り月額費用として 15万円前後が必要になる
管理費	1～1.5万円	ほか、初期費用（保証金・ 入居一時金など）として 0～100万円が必要です。
食費	4～6万円	介護サービス費は要介護 度によって異なります。
水道光熱費	0.5～1万円	
介護サービス費	0.5～2.5万円	
その他	0～4万円	
サービス加算	※施設による	

「介護」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート

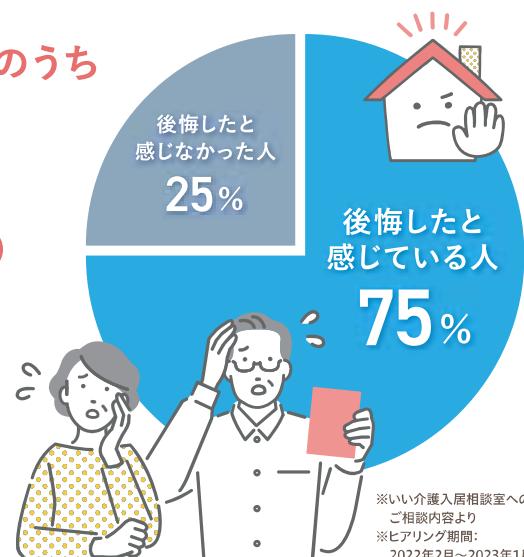
- 各施設の種類の違いを把握しよう
- 制度については最新情報をチェックしよう
- 費用面では各施設の情報を総合的に判断しよう
- 介護スタッフや医療従事者の体制を確認しよう
- 在宅介護や在宅医療も視野に
- お看取りの有無も確認しよう
- 迷ったら、介護に詳しい第三者の助言も聞いてみよう

広告

自分で老人ホームを探した人のうち 4人に3人が 後悔している!?

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。

「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。
相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまなお悩みやお困りごとを解決します。

いい介護
検索サイトはコチラ

相談実績
20万件
※2023年5月時点:
当社実績

ご相談
完全無料

フリー
コール

0120-958-560

いい介護

[受付時間]9:00～17:00(年中無休)※年末年始を除く | 株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F



残された人が直面する問題

相続



こんな疑問やお悩みはありませんか？

- ✓ 相続の手続きって期限があるの…？
- ✓ 相続の手続きは誰に頼めばいい…？ 自分でもできる…？
- ✓ 他家へ嫁いだり、養子へ行った子どもにも相続権はある…？
- ✓ 生前贈与の方が、相続より税金が安くなる…？

整理

介護

相続

不動産

葬儀

お墓

相続でよくあるお悩みごと

Q 家族が亡くなったのですが、相続は何からはじめるべきですか？

A ご家族のご逝去後、決められた期限までにやらなければいけない手続きが決まっております。たとえば相続税の納付は期限までに行わないと追徴課税を受ける可能性もあります。ご自身だけですべてやるのには時間も労力もかかるため、専門家に相談することをおすすめします。

Q 財産はないのに、相続対策は不要でしょうか？

A 一口に相続対策といっても、大きく分類しても「①相続税対策」「②相続財産の評価引下げ対策」「③相続財産分割対策」があります。仮に相続税がかからないのであれば①や②は必要ありませんが、相続人が2人以上いる場合、③については対策しておく必要があるでしょう。また、不動産も考えると相続税の対象になる場合もありますのでご注意ください。

Q 相続税は、相談する税理士によって変わるものでしょうか？

A 相続税の申告における相続税額の計算は、専門的で複雑です。相続手続きを得手としている税理士に依頼しないと、必要以上の税金を納めるリスクが生じます。相続税申告の経験があるかなど、専門知識のある税理士を探しましょう。

Q 借金も相続の対象なの？

A 資産と同様に、借金も相続の対象となります。「借金だけを相続しない」という選択はできないので、資産も借金も相続するかしないかを決める必要があります。被相続人が亡くなったらすぐに資産を確認しましょう。

Q 遺言書はどのように書けばいいの？

A 遺言書は、①自筆証書遺言、②公正証書遺言と大きく2つに区分されます。

①は自分で紙に書き記す遺言書のこと。一番多く利用されていますが、書き間違えや遺言内容が曖昧など無効になってしまうこともあります。②は公正証書にしたもので、公証役場で作成。費用は総資産額に応じて数万円～。公証役場にいる公証人が、法律の規定どおりに公正証書として書類を作成。確実に有効な遺言書を遺せます。

これだけは 知っておきたい「相続」のこと

相続に関する生前・死後に準備すること

ほとんどの手続きに期限があります。期限を過ぎると、高額な税金を支払わなければいけなくなるケースもあるので、事前の準備をしておくことで安心に繋がります。

生前 (=相続対策)

- ◆遺言書を作成することで、希望通りの分配に家族が相続でもめることを防ぐ効果も
- ◆生前贈与、生命保険、不動産などを活用して相続税を減らす対策を

死後 (=相続の手続き)

- ◆死後の手続き内容
 - ・公的機関への死亡届出、公共料金などの解約
 - ・金融機関への連絡（銀行口座、保険金申請など）
 - ・不動産名義変更
 - ・相続関連（相続税申告、財産調査、遺言書の確認、遺産分割協議書作成、遺留分侵害額請求など…）

相続人は誰になるのか（法定相続人）

「相続」とは、亡くなった人の財産（遺産）を相続人が受け継ぐことです。誰が相続人になるかは法律で定められています。



配偶者⇒常に相続人になる

血族⇒優先順位が高い人が相続人になる

法定相続順位

配偶者⇒常に相続人になる

第二順位⇒親（両親⇒祖父母）

第一順位⇒子（子⇒孫⇒ひ孫）

第三順位⇒兄弟姉妹（兄弟姉妹⇒甥姪）

法定相続分と遺留分※

	配偶者 / 子	配偶者 / 親	配偶者 / 兄弟姉妹	配偶者のみ	子のみ	父母のみ	兄弟姉妹のみ
法定相続分							
遺留分							なし

※遺留分：一定の範囲の法定相続人に認められる、最低限の遺産取得分のこと

相続税の基本ルール

1 申告と納税の期間は10ヶ月

相続開始から10ヶ月以内に、申告と納税をします。

2 相続税が0円なら申告・納税は不要

相続税を納める人は、全相続人の8%ほどです。(平成28年度)。
相続税が0円であれば、申告も納税も不要です。

3 特例や控除の利用には申告が必要

小規模宅地などの特例や配偶者控除などの各種控除を利用した結果、相続税が0円になる場合は申告が必要です。



Check!!

課税の対象になることも…

遺産総額が基礎控除額を超えると相続税課税の対象となり、申告が必要となります。

基礎控除額=3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

例) 相続人が3名の場合、 $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3\text{人}) = 4,800\text{万円}$
遺産がおよそ4,000万円を超えていたら相続税対象となるため、要注意とされています。

相続税の申告・納税の方法

相続税の申告には、申告が必要な相続人全員が共同で1通の申告書を作成する必要があります。申告書は、被相続人の住所地にある管轄の税務署に提出します。(相続人各自での申告提出も可能)。

期限までに遺産分割協議がまとまらない場合には、いったん法定相続分で分割した場合で計算をして申告・納税を行います。

相続税の納付は、納付期限までに管轄の税務署か金融機関の窓口で、現金一括納付が原則です。

相続財産が土地や建物など不動産が多く、納付期限までに納める資金を準備できない場合などは「延納(分割払い)」や「物納(物で支払う)」ができます。



相続税額を計算してみよう

1 各相続財産の評価額を出す

相続した財産を評価し、その価格を算出する。

2 課税価格の合計額を計算する(A)

STEP 1 の合計額と、「相続財産から引くもの・足すもの」をあわせて、課税価格の合計額を計算する。

3 (A)から基礎控除額を差し引きする(B)

基礎控除は「 $3,000\text{万円} + (\text{法定相続人} \times 600\text{万円})$ 」でこの(B)が「課税させる遺産総額」となる。
ここで残額が0円以下なら、申告・納税は不要。

(B)>0円:申告・納税が必要 / (B)≤0円:申告・納税は不要

4 相続人それぞれの相続税額を計算する(C)

5 (C)から各種控除を差し引きする(D)

配偶者控除や未成年者控除など、各種控除がある場合はそれを引いて最終的な相続税額を出す
(D)>0円:納税する / (D)≤0円:申告のみ

＼亡くなった後の事務をお願いする手続き／

「死後事務委任」

死後の様々な事務を第三者に生前に依頼し契約をすることを死後事務委任契約といいます。通常は親族が行うのがほとんどですが、親族以外の方に、自分の死後の事務を依頼する場合、死後事務委任契約を結んでおくとスムーズです。

死後事務委任のメリット

- まわりに頼れる親族がいなくても死後のことことが安心
- 葬儀や納骨の方法など、自分の希望を生前に伝えることができる
- 家族がいるが、迷惑をかけたくないという場合も迷惑をかけずに済む

死後事務委任契約の主な内容

◆亡くなった後の親族など関係者への連絡

亡くなった後に連絡して欲しい親族など、関係者への連絡の範囲や方法を決めて記載します。

◆葬儀・納骨に関すること

葬儀や納骨をどの様に行うのか、また現時点で決まっていない場合は誰が決めるのかを記載します。

◆生前に残っている債務（医療費や老人ホームの費用など）の支払い

生前に残っている債務、主に医療費などをどの様に支払うのかを記載します。

◆家財道具などの処分

自宅や入所している施設などの遺品整理をする為に、その処分の権限を委任していることを記載します。

◆行政への届出に関すること

死後に様々な行政への届出が必要ですが、その権限を委任していることを記載します。

遺言書の効果

遺言書が重視されるのは、これに書かれた内容が「法定相続」（法律で相続順位や相続割合が決められている）よりも優先されるからです。遺言書を残すことで故人の意思を伝えることができ、誰に何を残すのかを明確にすることで、不要なトラブルを避けることもできます。法的に効力のある遺言内容は、法律で規定されており、主には、「身分に関すること」「財産の処分に関すること」

「相続に関すること」が規定されています。

※相続人ではないけれども特別に世話になった人などに遺産を残すことも可能でこれを「遺贈」といいます。

効果のある遺言書の例

◆子どもを認知したい

例：A子との間の子Bを認知する。

◆財産を遺贈したい

例：生前お世話になったヘルパーさんに全財産を遺贈する。

◆相続人を廃除したい

例：長男は私の預金を無断で解約するなど非行を繰り返したため、廃除する。

◆相続分の指定をしたい

例：全財産を妻に相続させる。

◆祭祀主宰者の指定

例：長男を祭祀主宰者に指定する。

「相続」にまつわる

確認しておきたいことチェックシート

- 法定相続人として誰がいるかを把握しておこう
- 預貯金や生命保険証書、不動産、自動車などがどこにどれだけあるか把握しておこう
- 資産運用や投資をしているかを把握しておこう
- 負債（借金）があるかどうかも把握しておこう
- 相続税の納税期限日を確認しておこう
- 贈与税の「非課税特例」を把握して生前贈与を活用しよう
- 迷ったら、相続関連に詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

広告

茂原市の方をはじめ多くの方にご利用いただいております。

終活専門の嶋田法務行政書士事務所にお任せください。

遺言書による相続準備をはじめ、認知症事前対策と財産承継・相続対策を兼ねた家族信託に対応できます。

相続・終活実務を専門にしている当事務所にご相談ください。

遺言書

- ・遺言コンサルティング
- ・遺言書の案文作成
- ・公正証書代理手続
- ・遺言執行など

相続

- ・遺産分割協議書
- ・不動産と預貯金・株式等各種財産の相続手続
- ・戸籍・相続人調査
- ・遺産調査など相続全般

相談無料・出張できます



家族信託

- ・不動産信託・金銭信託の家族信託プラン設計
- ・信託契約書作成
- ・信託口口座開設サポート

おひとり様生前準備

- ・任意後見契約
- ・死後事務委任／死亡届
- ・生前財産整理や葬儀及びお墓に関することもワンストップで対応

皆様のお悩みを解消し、「相談してよかった」と言っていただけるよう、全力で対応させていただきます。

嶋田法務行政書士事務所

HPはこちらから／



〒299-3237 千葉県大網白里市仏島 38 番地 1 エイワビル 202
URL : <https://sz.shima-houmu.com/> E-mail : k-shimada@guitar.ocn.ne.jp

TEL 0475-53-3003

平日 9 時～18 時 ※事前にご連絡があれば、土日時間外の相談も可能です



多岐にわたる 相続不動産のお悩み

不動産



こんな疑問やお悩みはありませんか？

- ✓ 実家が空き家になりそう！
- ✓ 住むべき？ 売るべき？ 貸す？ 建てる？
- ✓ ウチの実家どのくらいで売れるの？
- ✓ お家の名義変更は誰に頼めばいい？
- ✓ 相続した不動産の税金・維持・管理はどうしたらいい？

整理

介護

相続

不動産

葬儀

お墓

相続不動産でよくあるお悩みごと

Q 不動産の売買にはどのくらいの時間がかかりますか？

A 一般的な不動産の売買ですと3ヶ月～半年、長い方だと1年かかることがあります。したがって、売買をするかどうか決める前に取り急ぎ査定だけでもされることをおすすめしています。一方、法人に売却する場合は、早く売却できることが多いですが、売却価格は7割程度になることが多いようです。

Q 空き家のまま放置しているとどうなるの？

A 相続した土地が売れないからといって放置していると、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。例えば、雑草が茂り害虫が発生したり、不法投棄や第三者による不法使用により、事件や事故の原因となるケースが考えられるでしょう。また、山林を放置している間に倒木や山火事が起きた場合、管理責任を問われる可能性もあります。

Q 特に価値がなさそうな実家だけれど売ったほうがいいの？

A デメリットとして、まず空き家であっても固定資産税がかかります。また、建物の老朽化や不法投棄が起きるなどのリスクもあります。また、空き家になってしまふと、売却時の控除を受けることができないので、空き家になって3年以内に売却することをおすすめします。そして、前述の通り、売却にはそれ相応の時間がかかります。お早めに査定だけでもしておくことをおすすめしています。

Q 家の中に物が残っていてもそのまま売れますか？

A 家具など家の中の物がないほうが売却しやすい面はありますが、必ずしも売却ができないわけではありません。現状のままで買い主側がすべて買い取るという方法や、売却が決まった後に、業者に依頼してお片付けをしてもらう方法などもあります。

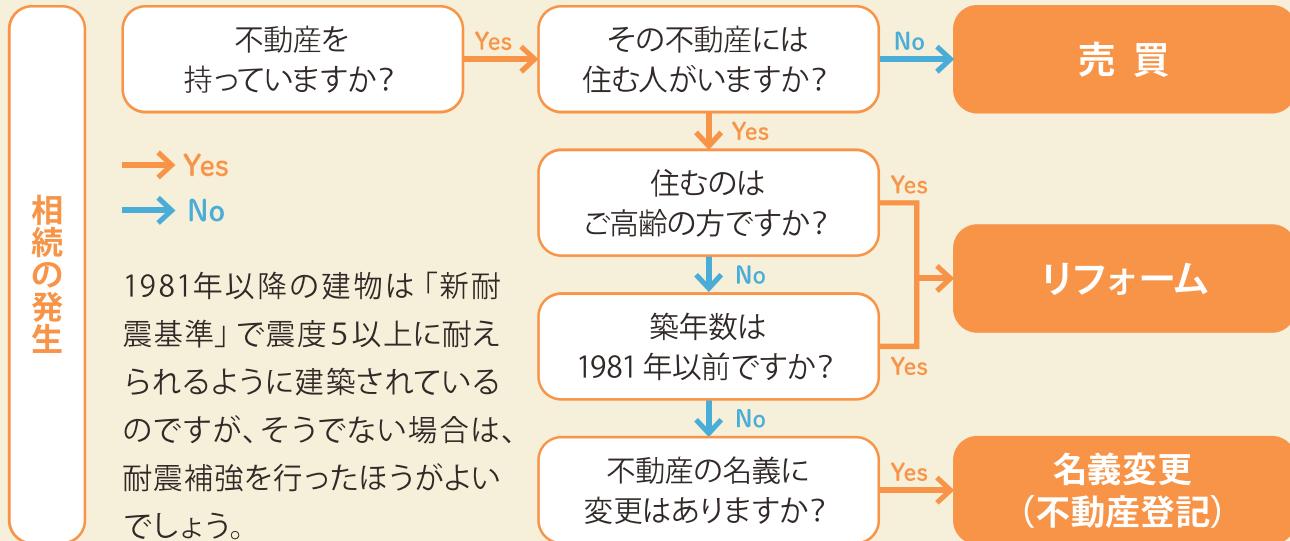


／これだけは／

知りたい「不動産」のこと

相続発生からの不動産にまつわる簡単フローチャート

不動産を相続することになったけれどどうしたらよいかわからないという方も、まずはこちらで整理してみましょう！



不動産売買の簡単な流れ

	売り手	不動産会社	買い手
STEP 1 売却相談	売却の相談	希望物件の確認(物件種別、築年数、㎡、住所、売却理由など)	
STEP 2 物件調査	面談、売却時期、売却可否の確認	物件簡易調査	
STEP 3 媒介契約締結	契約締結	媒介契約書の作成、物件書類微収および取得、現地写真撮影、役所など書類、情報収集、販売図面作成、レイズ登録、販売状況を売主へ報告	物件選定
STEP 4 内覧、買付契約交渉	内覧準備	内覧調整、鍵預かり、売買金額交渉	内覧申し込み、契約交渉
STEP 5 購入申込	金額交渉	売買契約書、重要事項説明書、物件状況報告書、付帯設備表、その他法令書類など作成、買主に対し宅建士による重要事項の説明、売買契約書面などの締結、決済時必要書面などの案内、司法書士の手配	物件購入申し込み、金額交渉
STEP 6 売買契約締結	手付金支払い		売買契約締結、住宅ローン申し込み、住宅ローン審査承認、住宅ローン金銭消費貸、賃借契約
STEP 7 決済、物件引き渡し	半金支払い 物件の引き渡し	決済、物件引き渡し、仲介手数料受領	仲介手数料支払い

「不動産」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート

- 不動産がどこにどれだけあるのかを確認しておこう
- 不動産の名義の確認は生前に行っておこう
- 故人の不動産の名義変更は、相続の際に必ず行っておこう
- 不動産価値の判定は複雑なので、専門家に依頼することも検討しよう
- 不動産経営をしている場合は、時には賃借人との交渉も必要
- 次の相続にも備えておこう
- 迷ったら、不動産売却に詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

広告

不動産の売却・処分のお手伝い お困りではありませんか？

不動産買取

不動産売却

不動産相続

不動産の事ならお気軽に御相談下さい

地元で20年以上の信頼と実績

地域の暮らしに精通した
AINZ HOMEに是非お任せください



AINZ HOME 株式会社



0120-25-9090

東金本店 0475-55-4300 大網支店 0475-73-4949 八街支店 043-440-6611 ホームページはこちら▶

茂原支店：茂原市腰当 1150

【営業時間】9:30 ~ 19:30

【定休日】毎週水曜日・隔週第1・3火曜日

【HP】<http://www.eyens-home.co.jp>

千葉県知事(5)第14232



後悔しない お葬式にするために

葬儀



こんな疑問やお悩みはありませんか？

✓ 亡くなったらまずどこへ連絡したらいいの？

✓ そもそもお葬式っていくらくらいかかるの？

✓ 葬儀社によってこんなに費用が違うなんて…

✓ 病院での安置時間が3時間って本当？

✓ 檀家になっているお寺がない…！

整理

介護

相続

不動産

葬儀

お墓

葬儀にまつわるよくあるお悩みごと

Q 葬儀に関して事前に準備できることを教えてください

- A ①まずは情報収集をしてみましょう。実際に斎場の見学に行くのもおすすめです。
②元気なうちに家族で話し合いをしておきましょう。病気になる前に保険にはいるように、もしもに備えて葬儀の準備が大切です。
③信頼できる相談先を見つけておきましょう。
④訃報連絡先のリストの作成、遺影写真の選定、葬儀社、葬儀形態などを決めておくのも安心です。

Q 同じ参列者数なのに葬儀社によって 値段が異なるのはなぜですか？

- A 例えば、駅近などのアクセスや新しくできたなど利用する斎場次第で料金は変わります。また祭壇を花祭壇でこだわったり、おもてなしや素晴らしいなど葬儀社によって大切にしている点が異なります。それぞれの葬儀社の色があるため料金も変わります。もちろん地域によっても料金は異なります。

Q 自分が亡くなったら口座を凍結されますが、自分の葬儀費用 などに充てたい場合、どのような手続きが必要ですか？

- A 預貯金の仮払い制度を利用することができます。基本的に故人の貯金は相続財産となり、死亡が確認されたタイミングで凍結とはなりますが、この制度により、相続開始時の預貯金額×1/3×相続人の法定相続分=単独で払い戻しが可能となりました。手続きには被相続人の除籍謄本や相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明などが必要になります。

Q 葬儀社からの見積もりが高かったら、断っても良い？

- A 私立の病院などには、多くの場合で提携の葬儀社が入っていて、お亡くなりになった病室から霊安室への移動など、院内搬送から関わっている場合もあります。「お世話になった病院の紹介だから、断つたら悪いわ…」とか、「病院の提携だから安心だろう…」という考えは、残念ながら、金額比較が出来ず後悔の原因になってしまいます。葬儀社選びは、葬儀の満足度を大きく左右する大切なことですから、事前の段階でしっかりと比較検討して、納得できる一社を選んでおくことをおすすめします。

これだけは / 知っておきたい「葬儀」のこと

あなたに合ったお葬式は?



※上記は地域や参列人数などによって様々となるため目安となります。



課税の対象になることも…

1 対面の相談、施設見学ができる

対面の相談や施設の見学に対応しているところは、遺族の希望を叶えることに積極的な葬儀社が多いです。相談や見学の際に対応が雑だったり、プランに対する説明が曖昧なところはおすすめできません。

2 個別事情に合わせて見積りを提示できる

葬式に対する希望や予算を伝えたときにこちらの意見を汲んでくれるかどうかがポイントです。パンフレットなどに掲載されている標準的なプランの金額は、実際に支払うプランの金額とは異なるので注意が必要です。

3 ホームページがわかりやすい

「緊急時の連絡先が明記されている」「施設や設備の写真が多い」「利用者の声が掲載されている」「家族を亡くしたばかりの遺族にもわかりやすい配慮がされている」などが“見極め”ポイントです。

「葬儀」にまつわる

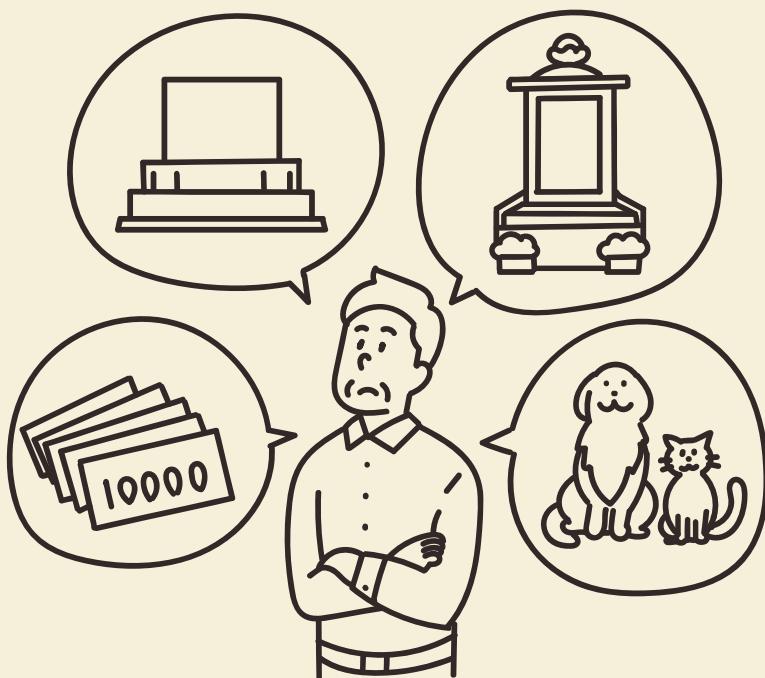
確認しておきたいこと チェックシート ✓

- 元気な時や余裕がある時に、気になる葬儀社の資料を取り寄せておく
- ご葬儀の形態の違いを知って、形態を選んでおく
- 参列者のおおまかな人数を把握しておく
- 葬儀を行いたい地域を決めておく
- 菩提寺がある場合には、連絡先を確認しておく
- 葬儀社を決めている場合には、病院から連絡できるよう、連絡先を控えておく
- 迷ったら、ご葬儀に詳しい第三者の助言も聞いてみよう

MEMO

失敗しない ための選び方・探し方

お墓



こんな疑問やお悩みはありませんか？

✓ お墓を買う理由とは？ 絶対買わなければダメ？

✓ 一番安いお墓は、いくらで買える？

✓ お寺へ行って「お墓を買いたい」と言えば買えるの？

✓ ひとり身で、一人っ子です。お墓はどうすれば？

✓ ペットと一緒に入れるお墓はある？

整理

介護

相続

不動産

葬儀

お墓

「お墓探し」でよくあるお悩みごと

Q 何を基準に選んだらいいですか？

A 以下は、みなさんがお墓を選ぶ際に重視したことのランキングです。ぜひ参考にしてみてください！

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| 1位：お墓の種類 | | 35.6% |
| 2位：アクセス | | 22.6% |
| 3位：金額 | | 18.8% |
| 4位：園内の雰囲気 | | 5.1% |

Q 費用はどれくらいかかりますか？

A 地域や立地条件、区画によって料金は様々です。下記費用は目安となります。

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| 一般墓 | | 約150万円～ |
| 樹木葬 | | 約70万円～ |
| 納骨堂 | | |
| ロッカー式・仏壇式 | | 約60万円～ |
| 自動搬送式 | | 約80万円～ |
| 海洋散骨 | | 約5万円～ |

Q お墓を継承する人がいなくなったら時、お墓や遺骨はどうなりますか？

A 基本的には墓苑内の合祀墓に移されます（ただし、一部の樹木葬には、そのまま土に還るタイプあり）。一定期間管理料が滞り、連絡がつかない状態が続くと「無縁墓」とみなされる場合がある為、注意が必要です。

Q 遠くて墓参りに行けません。 実家のお墓を住んでいる近くに持っていきたいのですが…

A お墓の引っ越しは「改葬」と呼ばれており、手続きは必要ですが可能です。時間がかかるケースもあるので早めに行動することをお勧めします。

Q ペットと入れるお墓はありますか？

A 現在はペット霊園だけではなく、「一般墓」「永代供養墓」「樹木葬」「納骨堂」などにおいても、ペットと一緒に入れるお墓も増えてきました。自分が希望するお墓に種類に応じて、お問合せすることをおすすめします。

参考：https://guide.e-ohaka.com/kind/pet_ohaka/#toc5

これだけは

知りたい「お墓探し」のこと

あなたに合ったお墓は?

一般的なお墓を
建てたい

継承者の必要ない
お墓を建てたい

- ・承継のことで悩んでいる
- ・お墓が古くなってきた
- ・遠方にあるためお墓参りに行けない

お墓の引越し・墓じまい

一般墓

いわゆる石のお墓。公営、民営、寺院があり、石の種類、場所により値段が異なる。お墓の手入れ・管理が必要。

樹木葬

シンボルツリーと呼ばれる墓標となる樹木の周辺に遺骨を安置。継承者の必要なし。自然の明るい雰囲気の中でするお参りが人気。

納骨堂

靈園や寺院の建物内に遺骨を安置。後継者の必要なし。アクセスがよい場所に多くお参りに便利。

海洋散骨

故人の火葬したあと焼骨を海洋上に散布。死後は自然に還りたいなど故人の意志やお墓を持ちたくないという方に人気。



Check!!

墓地・靈園のタイプ

墓地・靈園には経営母体によって次の3つのタイプがあります。「公営靈園は安い」、「民営靈園は経営的に不安」、「寺院墓地は面倒」など、偏った情報や印象で判断される方も少なくありませんが、人間の個性と同じように、靈園・墓地それぞれにおいて異なる特色や特徴があります。

	公営	民営	寺院
経営	安定している	不安定なところもある	寺院によって差がある
宗旨・宗派	宗旨・宗派は問わない	宗旨・宗派を問わないことが多い	法要は宗派のやり方にのっとる。一般的に檀家になるのが条件
生前購入	遺骨が既にあることが条件となる場合も。首都圏で人気の区画は生前購入は×	可能	可能
募集・競争	年数回に限られ、募集自体がないことも。人気区画は抽選	空いていれば、好きな区画を契約できる	なかなか空きがなく、入りにくい場合もある
永代使用料・管理料	安く抑えられている	安く抑えられている	入檀家志納金(檀家になるための費用)が加算されることもある
石材店の選択	自由に選べる	指定業者が決まっていることが多い	指定業者が決まっていることが多い

「お墓探し」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート

実際に購入する前に家族や親せきと相談や意見調整をしよう

お墓には色々なタイプがあることを確認しておこう

予算や場所などの条件を整理しておこう

お墓に求める条件を整理しておこう

候補の霊園情報を収集しよう

候補の霊園には必ず見学に行こう

大事な決断の前に霊園管理者にも詳細を相談してみよう

迷ったらお墓探しに詳しい第三者の助言も聞いてみよう

MEMO

私たちは相続専門の司法書士です！

茂原の相続

遺言書作成

生前贈与

相続登記

遺産整理業務

相続放棄



司法書士 亀井 慶仁
登録番号 1486

生前対策をお考えのあなたに、
寄り添ってサポートいたします。

＼ 悩まずご相談ください！ /

市原市八幡2382-61

市原法務局目の前

司法書士 いちはら法務事務所

0436-63-6211

・営業時間：10:00～17:30 ・駐車場有

・定休日：土日祝（予約があれば対応可）

<https://ichihara-souzoku.com/>



相続不動産のご相談お任せください



すべてのお手続きをお任せください。

弁護士・司法書士と提携先ございますので

幅広いサポートが出来ます。

お早めの整理をご検討されている場合

弊社にて直接買い取りいたします。

無料査定
秘密厳守

TEL 0475-23-1581 FAX 0475-23-0971

Mail mail@kyoushin-est.jp



有限会社 共信工ステート

千葉県茂原市長尾 1294-3

営業時間：9:30～17:30 定休日：水曜日

千葉県知事免許（8）第12023号

お気軽にご相談ください

不用品整理 生前整理 自動車の買取

茂原市の
お困りごとに
対応いたします



こんなお悩みはございませんか？

- 男手が足りない
- 忙しくて中々時間が取れない
- 空き家となったお家をどうしよう
などなど

お客様の笑顔のために
スタッフが駆けつけお手伝いします！

自動車の買取、名義変更、廃車手続きも承っております。

お気軽にお問い合わせください。

☎ 0475-44-5353

受付時間 8:30~18:00 定休日：不定休

便利屋茂原店

千葉県茂原市上茂原 220-16

古物商許可証 千葉県公安委員会 第 441210001427 号
産業廃棄物収集運搬業許可証 第 01200225487 号



茂原駅より車5分 駐車場有り25台

忘がたき人の供養から 仏事にまつわるご相談を承ります

神社仏閣は日本人の心のふるさとです。
ゆっくりと時間を掛け亡き人の為、心静かにご供養下さい。
春秋彼岸や盆には法要を執り行っています。



永代供養合祀墓



怜和(夫婦)墓



遺恩(家族)墓



本堂内部



天台宗妙見山東光寺

各種ご相談
承ります

〒297-0037
千葉県茂原市早野1631

☎0475-24-1756

FAX:0475-24-9099

URL:<https://toko-ji.jp>

ホームページは
こちらから

YouTube
コンパクト怜和墓のご案内



相続問題に関するご相談は しおかぜ法律事務所へ



相続の悩みや不安を抱え込んでいませんか？

- 遺言書を作りたい
- 遺言書が守られるか心配
- 事業を承継したい
- 生前対策をしたい

相続問題では悩みや不安を抱え込んでしまう方も少なくありません。皆様が1日でも早く笑顔を取り戻せるようサポートさせていただきます。

しおかぜ 法律事務所

〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央4-10-16
CI-22ビル302
千葉中央駅から徒歩10分

[法律相談]

- 初回相談料 5500円／1時間
終活ベんり帳ご持参いただくと初回無料
- オンライン相談、出張相談も

[弁護士報酬目安]

- 遺言書作成 11万円
- 遺言執行業務 遺産総額 1%～3%
- 事業承継 要相談

* 上記、すべて税込表記となります。
* 報酬とは別に実費等が必要となります。

043-307-8072

営業時間 10:00～18:00 (土日祝休業)

しおかぜ法律事務所を
もっと知りたい方は
こちら



ホームページは
こちらから



相続税

に関するご相談なら
齋藤泰史税理士事務所へ

税理士 齋藤 泰史
税理士 齋藤 愛子

◆縁尋機妙 多逢聖因◆ 事務所の理念です

良い縁がさらに良い縁を尋ねて発展してゆく様は誠に妙なるものがある。
良い人に交わっていると、気づかぬうちに、よい結果に恵まれる。



実績と 豊富な経験

これまで150件の申告代理の実績があり、豊富な経験にもとづく適正な申告により、ご好評をいただいております。



お客様対応

明るく楽しいおばさん税理士が親身になってお話を聞きします。



最良のご提案

ご要望をしっかりとお伺いさせていただき、40年の経験に裏付けられた実績とノウハウを活用し、最適なご提案をいたします。

お電話でのお問い合わせはこちら

0475-24-0100

※お気軽に
お問い合わせください。



齋藤泰史税理士事務所

〒297-0029 千葉県茂原市高師392

税理士 齋藤 泰史
税理士 齋藤 愛子

**お墓のことなら、何でもご相談ください。
幅広い知識を兼ね備えた、お墓ディレクターが
親切丁寧に対応させていただきます。**

新規墓石・外柵工事



ご納骨・戒名彫り



お仏壇・仏具



お墓じまい



墓所リフォーム工事



耐震補強工事



新しいお墓のかたち: 未来墓・SENSデザインご用意ございます。(当店のみ取り扱い)

高品質・高耐久性を追求し、次世代へ安心して繋げます。

茂原でお墓のことなら**株式会社石翔**にお任せください。

お墓ディレクター1級がいるお店



セキショウ
株式会社 石翔

お問い合わせはこちら

石翔 千葉

| 検索



現地調査・お見積り無料 お気軽にお問い合わせください。

0475-38-5194 FAX 0475-38-0916

営業時間 9:00 ~ 18:00 (定休日なし) 千葉県茂原市大芝 792-8



お悩み相談

12万件/年

※2021年度実績

全国の自治体と連携し、終活のお悩みに寄り添う 鎌倉新書は“終活専門会社”です

終活のこんなお悩みございませんか？



エンディングノート



遺言書作成



持ち物買取



墓購入



介護施設



相続相談



不動産整理



樹木葬



生前契約



葬儀予約



大型家具家電廃棄



写真のデジタル化



ビデオメッセージ



見守りサービス



改葬



社葬



遺影加工



遺品整理



仏壇購入



海洋散骨

株式会社鎌倉新書は、人生後半のお困りごとを網羅的に解消する「終活インフラ」の構築を掲げ、2000年にWEBサイト「いい葬儀」を開設以降、現在は13の終活関連サービスを展開中です。介護施設、土業、保険会社、葬儀社、石材店と、終活に必要な専門業者をその都度見つけ相談するのは気力と体力が必要ですが、鎌倉新書は全国の自治体と連携し、住民のみなさまのお悩みをトータルサポートしています。悩みの元を踏まえ、何を考えておけばいいのかお一人お一人に合わせて提案していきます。

鎌倉新書会社概要

設立

1984年（昭和59年）4月17日

上場先

東京証券取引所プライム市場（証券コード：6184）

本社所在地

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1

電話

03-6262-3521（代表）

公式HP

<https://www.kamakura-net.co.jp/>

相談
無料

専門のアドバイザーがあらゆる終活のお悩みに対応いたします

いい終活 相談室  **0120-998-457**

受付時間 | 平日9~17時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます

※ご相談の内容によっては、お受けできない場合がございますのでご了承ください。
※ご要望に応じて、専門業者をご紹介するなど、より具体的なアドバイスを提示させていただきます。
※ご提供いただいた個人情報は終活サービスをご紹介する目的で使用します。
サービスを提供する協力会社にも提供する場合がありますのでご了承ください。
運営会社：株式会社鎌倉新書（東京証券取引所プライム市場／証券コード：6184）
本社所在地：東京都中央区京橋2-14-1 3階／創業：1984年

発行年：2023年8月

配布エリア：茂原市

編集／発行：鎌倉新書